

村山公共職業安定所における文書の誤送付について

山形労働局（局長 森田 啓司）は、村山公共職業安定所（所長 鈴木 徹夫）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおりその事実を確認のうえ、必要な措置を講じたので、概要をお知らせいたします。

1 概要

村山公共職業安定所（以下「村山所」という。）において、A社に送付すべきBさんに係る高年齢雇用継続給付（※）支給申請書・高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）・高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書（被保険者通知用）及び雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（事業主控）（以下「支給申請書等」という。）を、誤ってC社に送付するという事案が発生した。

なお、支給申請書等には、Bさんの氏名・生年月日・住所・電話番号・被保険者番号・賃金支払い対象期間の賃金額等の個人情報が記載されている。

※ 雇用保険高年齢雇用継続給付：高齢化が進む中で、働く意欲と能力がある60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働いている場合に、公共職業安定所への支給申請により、各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給される制度。

2 事実経過

- （1）平成27年9月3日（木）、村山所職員Eは、C社宛ての書類郵送作業を行った際、A社に送付すべきBさんの支給申請書等の誤封入に気づかないままC社に送付した。
- （2）同月7日（月）、C社から村山所に、村山所から送付されてきた書類の中にA社のBさんに係る支給申請書等が紛れ込んでいる旨の連絡があった。
- （3）同日、村山所所長がC社を訪問し関係書類を確認したところ、C社に送付した書類の中に、A社のBさんに係る支給申請書等が紛れ込んでおり、この時点で誤送付が判明した。このため、Bさんに係る支給申請書等を回収し、C社に対し今回の経緯を説明するとともに謝罪し、了承を得た。
- （4）同日、村山所所長がA社に電話連絡し、今回の経緯について説明及び謝罪し、直接訪問の上、謝罪したい旨を伝えたところ、A社の都合により同月8日（火）にA社を訪問し謝罪することになった。
- （5）同月8日（火）、村山所所長がA社を訪問し、Bさんに係る支給申請書等を手交し、今回の経緯を説明するとともに謝罪したところ、了承を得た。

3 発生原因

- （1）事務処理後の書類の保管・管理が適切に行われておらず、書類が紛れ込みやすい状態であったこと。
- （2）支給申請書等の郵送作業を行った際、封入書類の複数人による確認が不十分であったこと。

4 再発防止対策

- (1) 村山所においては、平成 27 年 9 月 8 日（火）、所長から全職員（非常勤職員含む）に対して、今回の事案が発生した経緯の説明及び再発防止を指示するとともに、書類の適切な管理、書類発送時の封入・封緘作業の適切な確認などの基本動作の徹底を図るよう指示した。
また、同月 11 日（金）、所長が全職員に対して、再発防止に係る研修を実施した。
- (2) 山形労働局においては、同月 8 日（火）、職業安定部長から管下の全公共職業安定所に対して、今回の事案についてメールにて情報提供及び注意喚起するとともに、個人情報の管理徹底について指示した。
- (3) また、同月 11 日（金）、同部長から管下の公共職業安定所長あてに通知を発送し、再発防止等に係る取組みの徹底を指示した。
- (4) さらに、総務部長による局内各課室並びに管下の全労働基準監督署及び全公共職業安定所を対象とする個人情報漏えいの未然防止及び再発防止に向けた巡回指導並びに職員、非常勤職員に対する面談（ヒアリング）を実施し、全職員へ注意喚起を図ることとした。

「担当」

山形労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 亀井 泰廣

電 話 0 2 3 - 6 2 6 - 6 1 0 9